

令和3年度 就労系福祉サービスの報酬改定の概要

① 就労移行支援における基本報酬の算定に係る実績（「就労定着率」）の算定方法の見直し 等

- 一般就労の高い移行実績を実現する事業所について、基本報酬において更に評価。
- 「就労定着率」は、標準利用期間が2年間であることを踏まえ、直近2か年度の実績により算定するものとする。
- 就労支援員について、同一法人内の就労継続支援事業所や就労定着支援事業所等との就労支援ノウハウの共有や人材利活用の観点から、常勤要件を緩和し、常勤換算による配置を可能とする。

② 就労定着支援における基本報酬の支給要件（「利用者との対面による1月1回（以上）の支援」）の見直し 等

- 経営の実態等を踏まえ、基本報酬の見直しを実施。
- 支給要件については、支援内容が多岐にわたり、個別性が高いものであること等を踏まえ、特定の支援内容を要件とするのではなく、どのような支援を実施したか等をまとめた「支援レポート」を本人その他必要な関係者と共有することを要件とする。
- 実績に応じて設定する基本報酬の区分について、よりきめ細かく実績を反映するため、その範囲（「就労定着率9割以上」等）を見直す。

③ 就労継続支援A型における基本報酬の算定に係る実績（「1日の平均労働時間」）の見直し 等

- 基本報酬の算定に係る実績について、「労働時間」、「生産活動」、「多様な働き方」、「支援力向上」及び「地域連携活動」の5つの観点から成る各評価項目の総合評価をもって実績とする方式（スコア方式）に見直す。
- スコア方式による評価内容について、事業所ホームページ等による公表を義務づけるとともに、未公表の事業所は報酬上減算する。

④ 就労継続支援B型における基本報酬の報酬体系の類型化 等

- 基本報酬について、工賃向上とともに、地域における多様な就労支援ニーズに対応する等の観点から、「平均工賃月額」に応じて評価する体系に加え、「利用者の生産活動等への参加等を支援したこと」をもって一律に評価する体系を新たに設ける。
- 「平均工賃月額」に応じて評価する体系においては、工賃向上をより実現していくため、高工賃事業所の基本報酬を更に評価する。
- 「利用者の生産活動等への参加等を支援したこと」をもって一律に評価する体系においては、
 - ・ 利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組として、就労の機会の提供や生産活動の実施に当たり、地域や地域住民と協働した取組を実施する事業所を評価する地域協働加算を創設する。
 - ・ 地域生活や就労を続ける上での不安の解消、生産活動の実施に向けた意欲の向上などへの支援を充実させるため、ピアサポートによる支援を実施する事業所に対して新たに報酬上の評価をするピアサポート実施加算を創設する。

⑤ 就労継続支援から一般就労への移行に対する更なる評価の設定 等

- 就労移行支援体制加算の更なる評価を実施する。また、更なる評価は、基本報酬の区分に応じてメリハリのあるものとする。さらに、就労継続支援から就労移行支援への移行についても一定の評価を新たに実施する（就労移行連携加算の創設）。
- 一般就労への移行促進を見込み、就労継続支援の福祉専門職員配置等加算における有資格者として作業療法士を新たに評価する。

⑥ 一般就労への移行や工賃向上等の更なる促進に向けた施設外就労加算の発展的な見直し

- 施設外就労加算を廃止・再編し、一般就労への高い移行実績や高工賃を実現する事業所、地域連携の取組への評価に組み替える。

⑦ 就労移行支援及び就労継続支援における在宅でのサービス利用に係る要件の緩和

- 在宅でのサービス利用について、新たな生活様式の定着を見据え、本人の希望や特性を踏まえつつ、更に促進するため、令和2年度に限って新型コロナウイルス感染症への対応として臨時的に要件緩和した取扱いを、令和3年度以降は常時の取扱いとする。

⑧ 基本報酬の算定に係る実績の取扱いに関する新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた柔軟な取扱い

- 令和3年度の報酬算定に係る実績の算出については、令和元年度又は令和2年度の実績を用いないことも可能（就労継続支援は平成30年度実績を用いることも可能）とする。

○ 就労移行支援利用後の一般就労の範囲

就労移行支援の利用を経て一般就労した際のその一般就労の範囲については、実態として様々な雇用・勤務形態や労働時間数・日数において実際に働くことを実現した障害者がいることなどを踏まえ、現時点においては、雇用形態等による線引きはせず、引き続き雇用契約の有無をもって判断する。

○ 就労移行支援における支援内容の実態把握

就労移行支援事業所における支援内容は多岐に亘り、実施した支援内容によって就労移行率・就労定着率に影響がある実態が把握された。個々の利用者にあわせた適切な支援を実施するためには、支援の起点となるアセスメントが的確に実施されることが重要であり、地域のノウハウを活用し、その精度を上げ、支援効果を高めていくための取組として、本人や他の支援機関等を交えたケース会議等を実施した事業所を評価するための加算を創設する。

○ 就労継続支援A型における送迎加算の在り方

就労継続支援A型の送迎加算について、実態として、送迎の理由は「公共交通機関がない等地域の実情」や「重度障害などの障害特性」などのやむを得ない事情が多く、多くの事業所において送迎の必要性を一律ではなく個別に判断していることを踏まえ、現行の枠組みは維持する。

その上で、就労継続支援A型が利用者と雇用契約を締結していることや利用者の知識や能力向上のために必要な訓練を行うものであるということを念頭に、利用者の自立能力の獲得を妨げないよう配慮することなどを改めて周知する。

○ 就労継続支援A型における最低賃金減額特例への対応

最低賃金減額特例については、実態として、約9割の事業所において適用者がおらず、また過去に適用者が3人以上いた事業所においても一般就労への移行者を多く出していることから、今回の報酬改定においては特段対応しないこととする。

就労移行支援における支援の質向上に資する報酬等の見直し

就労移行支援 収支差率 **5.5%** (全サービス平均 **5.0%**)

○ 基本報酬の見直し等

- 一般就労の高い移行実績を実現する事業所について、基本報酬において更に評価。
- 「前年度において就職後6か月以上定着した者の割合（就労定着率）」としている基本報酬の区分の決定に係る実績について、標準利用期間が2年間であることを踏まえ、直近2か年度の実績により算定。※あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている就労移行支援事業所については、従前と同様に前年度の実績により算定する。

就労定着率	基本報酬	
	【改定前】	【令和3年4月以降】
5割以上	1,094単位/日	1,128単位/日
4割以上5割未満	939単位/日	959単位/日
3割以上4割未満	811単位/日	820単位/日
2割以上3割未満	689単位/日	690単位/日
1割以上2割未満	567単位/日	557単位/日
0割以上1割未満	527単位/日	507単位/日
0割	502単位/日	468単位/日

※定員20人以下の場合の単位

【改定前】

前年度において
就職後6か月以上定着した者

前年度の利用定員数

【平成3年4月以降】

前年度及び前々年度において
就職後6か月以上定着した者

前年度の利用定員数
+ 前々年度の利用定員数

※ 令和3年度における基本報酬においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、①「令和元年度～令和2年度」②「平成30年度～令和元年度」いずれかの就労定着率の実績で評価する柔軟な取扱いを実施。令和4年度以降にかかる報酬の取扱いについては改めて検討

○ 支援の質の向上に資する報酬等の見直し

- 【支援計画会議実施加算】583単位/回（新設）（1月につき1回かつ1年につき4回を限度）
障害者本人の希望や適性・能力を的確に把握・評価を行うアセスメントについて、地域のノウハウを活用し、その精度を上げ、支援効果を高めていくための取組として、本人や他の支援機関等を交えたケース会議等を実施した事業所を評価するための加算を創設。テレビ電話装置等を活用して行うことも可とする。



支援機関の例

ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、医療機関、他の就労移行支援事業所

● 人員基準の柔軟化

就労支援の中心的な役割を担う「就労支援員」について、同一法人内の就労継続支援事業所や就労定着支援事業所等との就労支援ノウハウの共有や人材利活用の観点から、常勤要件を緩和し、常勤換算による配置も可能とする。

就労定着支援における支援の質向上に資する報酬等の見直し

○ 基本報酬及び基本報酬の区分の見直し

就労定着支援 収支差率 **2.9%** (全サービス平均 **5.0%**)

- 経営の実態等を踏まえ、基本報酬の見直しを実施。
- 基本報酬の区分について、実績上位2区分に8割以上の事業所が分布している一方で、下位2区分には事業所がほとんどないことを踏まえ、よりきめ細かく実績を反映するため、各区分に係る実績の範囲を見直す。

【改定前】

就労定着率	基本報酬
9割以上	3,215単位/月
8割以上9割未満	2,652単位/月
7割以上8割未満	2,130単位/月
5割以上7割未満	1,607単位/月
3割以上5割未満	1,366単位/月
1割以上3割未満	1,206単位/月
1割未満	1,045単位/月

【令和3年4月以降】

就労定着率	基本報酬
9割5分以上	3,449単位/月
9割以上 9割5分未満	3,285単位/月
8割以上9割未満	2,710単位/月
7割以上8割未満	2,176単位/月
5割以上7割未満	1,642単位/月
3割以上5割未満	1,395単位/月
3割未満	1,046単位/月

※利用者20人以下の場合の単位

※ 令和3年度における基本報酬においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、

- ①「平成30年度～令和元年度（2年間）」
- ②「平成30年度～令和2年度（3年間）」

いずれかの支援期間の就労定着率の実績を用いて算出可能とする柔軟な取扱いを実施。
令和4年度以降にかかる報酬の取扱いについては改めて検討

○ 基本報酬の支給要件の見直し等

- 就労定着支援の支援内容は個別性が高いものであること等を踏まえ、どのような支援をしたか等をまとめた「支援レポート」を利用者及びその他必要な関係者※（利用者を雇用している事業主、障害者就業・生活支援センター、医療機関等の関係機関）で月1回共有することを支給要件とする。

【改定前】

月に1回以上の対面による支援を行った場合に、利用者数及び就労定着率に応じ、算定。

【令和3年4月以降】

利用者及び当該利用者が雇用されている通常の事業所の事業主等に対し、**支援内容を記載した「支援レポート」を月1回以上提供した場合**に、利用者数及び就労定着率に応じ、算定。

○ 支援の質の向上に資する報酬等の見直し

- **【定着支援連携促進加算】579単位/回（新設）**（1月につき1回かつ1年につき4回を限度）
・企業、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、医療機関等の関係機関との連携体制の構築を図るため、各利用者の就労定着支援計画に係る関係機関を交えた会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、支援期間（最大3年間）を通じ、所定単位数を加算する。テレビ電話装置等を活用して行うことも可とする。

○ 対面での支援の要件緩和

- 運営基準に規定している「対面での支援」について、ICTの活用を念頭に、「対面」要件を緩和することにより、障害者本人の希望や障害特性を踏まえ必要に応じた対面での支援とする（運営基準の見直し）。

○ 就労定着支援事業による支援の円滑な開始の促進

- 就職後6か月が経過した後、希望する者に対し、円滑に就労定着支援事業所による支援が開始できるよう、本人が就労定着支援事業の利用を希望する場合、就労移行支援事業所等における6か月間の職場への定着支援の（努力）義務の期間において、就労移行支援事業所等が就労定着支援事業所等との連絡調整等を図る旨を就労移行支援事業所等の運営基準に規定する。

- 就労定着支援サービス費の報酬算定については、1月に1回以上利用者に対して支援レポートを提供することが要件。
 - 利用者が雇用されている事業主や家族、関係機関等に対しても、支援期間終了後を見据え、ナチュラルサポートの構築に資する観点から、利用者本人の同意を得た上で可能な限り、支援レポートを共有することが望ましい。
 - 支援レポートを共有するためには、利用者本人のプライバシーに十分配慮した上で、利用者本人や事業主等と共通理解が得られる内容を取りまとめること。
 - 支援の状況を事業主にも共有することにより、事業主が就労定着支援の支援結果を参考にして、本人の障害特性に合わせた合理的配慮の内容を検討する等、事業主自らの雇用管理に役立つものとなると考えられる。
- ※ 障害を開示せずに勤務している利用者の場合は事業主等との共有は困難であるほか、利用者のプライベートに関わる内容で事業主等に共有を希望しないものについては、レポートに記載する必要はない。

(支援レポート様式)

就労定着支援 支援レポート				(別紙様式1)	
		作成日	年	月	日
		雇用開始日	年	月	日
利用者名	雇用事業主 (勤務先)				
	ご担当者				
年		月		の支援実績	
月日	場所：雇用事業主内・事業所内・その他 ()		方法：面接・電話・メール・その他 ()		
月日	場所：雇用事業主内・事業所内・その他 ()		方法：面接・電話・メール・その他 ()		
月日	場所：雇用事業主内・事業所内・その他 ()		方法：面接・電話・メール・その他 ()		
当月の主な支援目標					
①					
②					
③					
当月の支援状況					
支援実施内容			支援結果		
①			①		
②			②		
③			③		
支援の方向性					
今後の支援内容			対象者・事業主・関係機関等の取組		
			(対象者)		
			(事業主)		
			(関係機関等)		
共有事項					
					対象者 提示日
		事業所名			担当者

就労継続支援 A 型の基本報酬等の見直し

就労継続支援 A 型 収支差率 **4.2%** (全サービス平均 **5.0%**)

○ 基本報酬の算定に係る実績の見直し等

● スコア方式による基本報酬の算定

基本報酬の算定に係る実績について、従来の「1日の平均労働時間」に加え、「生産活動」、「多様な働き方」、「支援力向上」及び「地域連携活動」の5つの観点から成る各評価項目の総合評価をもって実績とする方式（スコア方式）に見直す。

【改定前】

平均労働時間	基本報酬
7時間以上	618単位/日
6時間～7時間未満	606単位/日
5時間～6時間未満	597単位/日
4時間～5時間未満	589単位/日
3時間～4時間未満	501単位/日
2時間～3時間未満	412単位/日
2時間未満	324単位/日

【令和3年4月以降】

スコア合計点	基本報酬
170点以上	724単位/日
150点以上170点未満	692単位/日
130点以上150点未満	676単位/日
105点以上130点未満	655単位/日
80点以上105点未満	527単位/日
60点以上80点未満	413単位/日
60点未満	319単位/日

	評価指標	判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間	5～80点
生産活動	前年度及び前々年度における生産活動収支の状況	5～40点
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績	0～35点
支援力向上	職員のキャリアアップの機会を提供している等、支援力向上に係る取組実績	0～35点
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績	0～10点

スコア合計点 点 / 200点

※ 従業員配置7.5：1、定員20人以下の場合の単位

※ 令和3年度における基本報酬においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、スコア方式の項目のうち、「労働時間」については、(Ⅰ)平成30年度(Ⅱ)令和元年度(Ⅲ)令和2年度のいずれかの年度の実績で評価。「生産活動」については、前年度を「令和元年度」に置き換えた実績で評価することも可(その場合、前々年度は「平成30年度」を用いる)それ以外の項目は、令和2年度実績で評価。令和4年度以降にかかる報酬の取扱いについては改めて検討

● 【新設】自己評価未公表減算 所定単位数×85/100

事業所ホームページ等を通じて、スコア方式による評価内容は全て公表することを事業所に義務づけるとともに、未公表の場合には基本報酬を減算する。

○ 一般就労への移行に対する更なる評価の設定等

● 基本報酬に応じた就労移行支援体制加算

一般就労への移行に対する更なる評価を実施するため、基本報酬の区分に応じたメリハリのあるものとする。

● 【新設】就労移行連携加算 1000単位

就労継続支援 A 型から就労移行支援に移行した者について、連絡調整その他の相談援助を行うとともに、支援の状況等の情報を文書により相談支援事業者に対して提供している場合に、1回に限り加算。

● 福祉専門職配置等加算における作業療法士の評価

就労移行支援と同様に、就労継続支援についても、一般就労への移行の更なる促進を見込み、作業療法士を福祉専門職配置等加算における有資格者として新たに評価する。

○ 就労継続支援 A 型における送迎加算の在り方（平成30年度報酬改定での検討継続事項）

実態として「公共交通機関がない等地域の実情」や「重度障害などの障害特性」などのやむを得ない事情が多く、多くの事業所において送迎の必要性を一律ではなく個別に判断していることを踏まえ、現行の枠組みは維持。

【就労移行支援体制加算】

スコア合計点	加算単位数
170点以上	93単位/日
150点以上170点未満	87単位/日
130点以上150点未満	80単位/日
105点以上130点未満	73単位/日
80点以上105点未満	65単位/日
60点以上80点未満	57単位/日
60点未満	50単位/日

※ 従業員配置7.5：1、定員20人以下の場合の単位

(参考) 就労継続支援 A 型の基本報酬におけるスコア式について

評価指標		判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価	5～80点 で評価
	7時間以上 : 80点 4時間以上4時間30分未満 : 40点 6時間以上7時間未満 : 70点 3時間以上4時間未満 : 30点 5時間以上6時間未満 : 55点 2時間以上3時間未満 : 20点 4時間30分以上5時間未満 : 45点 2時間未満 : 5点	
生産活動	前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価	5～40点 で評価
	前年度及び前々年度、生産活動収支が、利用者に支払う賞金の総額以上である。 : 40点 前年度の前年度、生産活動収支が、利用者に支払う賞金の総額以上である。 : 25点 前年度の前年度、生産活動収支が、利用者に支払う賞金の総額未満である。 : 20点 前年度及び前々年度、生産活動収支が、利用者に支払う賞金の総額未満である。 : 5点	
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績により評価	0～35点 で評価
	以下、任意の5項目について規程等（就業規則その他これに準ずるものに限る）で定めており、前年度において雇用契約を締結していた利用者の希望により、当該制度を活用した実績があった場合に評価値を各2（実績がない場合は1）として評価（最少0～最大10）した上で、以下3段階の評価。 8以上であること : 35点 6以上であること : 25点 1以上であること : 15点 ①免許及び資格の取得の促進並びに検定の受験の勧奨に関する事項 ②当該就労継続支援 A 型事業所の利用者を、職員（利用者を除く）としての登用する制度に係る試験等の手続、対象者の要件及び採用時期に関する事項 ③在宅勤務に係る労働条件及び服務規律に関する事項 ④フレックスタイム制に係る労働条件に関する事項 ⑤1日の所定労働時間を短縮するに当たり必要な労働条件に関する事項 ⑥早出遅出勤務に係る労働条件に関する事項 ⑦時間を単位として有給休暇を付与又は計画付与制度の取得に関する事項 ⑧従業者が私的に負傷し、又は疾病にかかった場合の療養のための休暇の取得に関する事項	
支援力向上	職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	0～35点 で評価
	以下、任意の5項目について、各項目の取組実績に応じて評価値として各1～2として評価（最少0～最大10）した上で、以下3段階の評価。 8以上であること : 35点 6以上であること : 25点 1以上であること : 15点 <評価点> ①職員（職業指導員等）の半数以上参加:2点/1名以上参加:1点、②④2回以上の実施:2点/1回:1点 ③実習等への参加及び実習等の受け入れ:2点/実習等への参加又は実習等の受け入れ:1点、⑤～⑧当該項目に該当する場合:2点 ①職員の研修に関する計画に基づく障害者雇用、障害者福祉その他障害者就労に関する外部研修会等の参加又は外部講師による内部研修会の開催状況 ②外部研修会等への講師派遣、学会等での研究発表又は実践報告の実施状況 ③障害者就労に係る先進的な取組を行う他の事業所等への視察若しくは実習への参加又は他の事業所等からの視察等の受入状況 ④販路拡大、事業拡大等に向けた展示会への出席、商談会への参加その他生産活動収益の増加に資するビジネスマッチングに係る取組の実施状況 ⑤昇給、昇格と連動した人事評価制度の整備状況 ⑥障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修の修了し、利用者の就労又は生産活動等の支援を実施するピアサポートの配置状況 ⑦前年度末日から過去3年以内の福祉サービス第三者評価の受審状況 ⑧国際標準化機構が制定したマネジメントシステム規格等の認証取得又は更新審査等の受審状況	
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価	0～10点 で評価
前年度において、地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労による地域での働く場の確保等地域と連携した事業や取組を実施した場合に、当該活動の内容及び連携先である企業等の意見又は評価を記録した報告書を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表していることをもって評価する。 1事例以上ある場合 : 10点		

合計 点

200点

(参考) 公表様式について

(地域連携活動実施状況報告書)

年 月 日

就労継続支援 A 型事業所における地域連携活動実施状況報告書

事業所名	事業所番号
住 所	管理者名
電話番号	対象年度

地域連携活動の概要

<p><活動内容></p> <p>活動場所 実施日程 実施した生産活動・施設外就労の概要 利用者数 等</p>	<p><活動の様子></p> <p>活動の様子の写真 成果物の写真 活動内容の追加コメント</p>
---	---

<目的>

地域連携活動のねらい
地域にとってのメリット
対象者にとってのメリット

<成果>

実施した結果
得られた成果
課題点

連携先の企業等の意見または評価

連携した結果に対する意見または評価
今後の連携強化に向けた課題

連携先企業名	担当者名
--------	------

(スコア公表様式)

年 月 日

就労継続支援 A 型事業所におけるスコア表 (全体)

事業所名	事業所番号
住 所	管理者名
電話番号	対象年度

(Ⅰ) 労働時間

①1日の平均労働時間が7時間以上	
②1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満	
③1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満	
④1日の平均労働時間が4時間30分以上5時間未満	
⑤1日の平均労働時間が4時間以上4時間30分未満	
⑥1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満	
⑦1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満	
⑧1日の平均労働時間が2時間未満	
小計 (注1)	点

①30点 ②27点 ③25点 ④45点 ⑤40点 ⑥30点 ⑦20点 ⑧5点

(Ⅳ) 支援力向上 (※)

①研修計画に基づいた外部研修会又は内部研修会	
参加した職員が1人以上半数未満であった	
参加した職員が半数以上であった	
②研修、学会等又は学芸会等において発表	
1回の場合	
2回以上の場合	
③視察・実習の実施又は受け入れ	
いずれか一方のみの取組を行っている	
いずれの取組も行っている	
④販路拡大の推進会等への参加	
1回の場合	
2回以上の場合	
⑤職員の人事評価制度	
人事評価結果に基づき定期昇給を判定する制度を設け、全ての職員に周知している	
⑥ピアサポーターの配置	
ピアサポーターを職員として配置している	
⑦第三者評価	
過去3年以内の福祉サービス第三者評価を受審しており、結果を公表している。	
⑧国際標準化規格が定めた規格等の認証等	
都道府県知事が適当と認める国際標準化規格が定めた規格その他これに準ずるものの認証を受けている	
小計 (注2)	0 点

(※) 任意の5項目を選択すること (注2) 8以上:35点、6~7:25点、1~5:15点

(Ⅱ) 生産活動

①前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がそれぞれ当該各年度に利用者に支払う資金の総額以上	
②前年度及び前々年度における生産活動収支のうち前年度における生産活動収支のみが利用者に支払う資金の総額以上	
③前年度及び前々年度における生産活動収支のうち前々年度における生産活動収支のみが利用者に支払う資金の総額以上	
④前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がいずれも当該各年度に利用者に支払う資金の総額以上でない	
小計	点

①40点 ②25点 ③20点 ④5点

(Ⅴ) 地域連携活動

地域の事業者と連携した付加価値の高い商品開発、企業や官庁等での生産活動等地域社会と連携した活動を行い、その結果をインターネット等により公表している		
		点

1事例以上ある場合:10点

(Ⅲ) 多様な働き方 (※)

①昇給・資格取得・検定の受検動機に関する制度	
就業規則等で定めている	
就業規則等で定めており、前年度の実績がある	
②利用者を職員として費用する制度	
就業規則等で定めている	
就業規則等で定めており、前年度の実績がある	
③在宅勤務に係る労働条件及び労務規律	
就業規則等で定めている	
就業規則等で定めており、前年度の実績がある	
④フレックスタイム制に係る労働条件	
就業規則等で定めている	
就業規則等で定めており、前年度の実績がある	
⑤短時間勤務に係る労働条件	
就業規則等で定めている	
就業規則等で定めており、前年度の実績がある	
⑥時差出勤制度に係る労働条件	
就業規則等で定めている	
就業規則等で定めており、前年度の実績がある	
⑦有給休暇の時間単位取得又は計画的付与制度	
就業規則等で定めている	
就業規則等で定めており、前年度の実績がある	
⑧傷病休暇等の取組に関する事項	
就業規則等で定めている	
就業規則等で定めており、前年度の実績がある	
小計 (注1)	点

(※) 任意の5項目を選択すること (注1) 8以上:35点、6~7:25点、1~5:15点

合計	
点 / 200点	

就労継続支援 B 型の基本報酬等の見直し

○ 基本報酬の報酬体系の類型化等

就労継続支援 B 型 収支差率 **6.0%** (全サービス平均 **5.0%**)

【改定前】

【令和 3 年 4 月以降】

- 「平均工賃月額」に応じた報酬体系

平均工賃月額	基本報酬
4.5万円以上	649単位/日
3万円以上 4.5万円未満	624単位/日
2.5万円以上 3万円未満	612単位/日
2万円以上 2.5万円未満	600単位/日
1万円以上 2万円未満	589単位/日
5千円以上 1万円未満	574単位/日
5千円未満	565単位/日

従業員配置 7.5 : 1、
定員 20 人以下の場合の単位

「平均工賃月額」に応じた報酬体系

- 高工賃を実現している事業所を更に評価
- よりきめ細かく実績を反映するため 8 段階の評価を導入

平均工賃月額	基本報酬
4.5万円以上	702単位/日
3.5万円以上 4.5万円未満	672単位/日
3万円以上 3.5万円未満	657単位/日
2.5万円以上 3万円未満	643単位/日
2万円以上 2.5万円未満	631単位/日
1.5万円以上 2万円未満	611単位/日
1万円以上 1.5万円未満	590単位/日
1万円未満	566単位/日

従業員配置 7.5 : 1、定員 20 人以下の場合の単位

◀ 類型化 ▶

【新設】「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系

- 工賃向上とともに、地域における就労支援ニーズに対応する等の観点から、「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系を創設。

定員	基本報酬
20人以下	556単位/日

従業員配置 7.5 : 1 の場合の単位

- **【新設】地域協働加算 30単位/日**
利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組として、就労や生産活動の実施にあたり、地域や地域住民と協働した取組を実施する事業所を評価。
例：地域に住む一人暮らしの高齢者の配食・見守りを実施している過疎地域で担い手不足となっている農業に従事している 等
- **【新設】ピアサポート実施加算 100単位/月**
利用者に対し、一定の支援体制（※）のもと、就労や生産活動等への参加等に係るピアサポートを実施した場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、各月単位で所定単位数を加算する。
※「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した障害者と管理者等を配置していること等

※ 令和 3 年度の基本報酬においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、「平均工賃月額」に応じた報酬体系において
①「平成 30 年度」②「令和元年度」③「令和 2 年度」いずれかの実績を用いることができる柔軟な取扱いを実施。令和 4 年度以降にかかる報酬の取扱いについては改めて検討

【就労移行支援体制加算】

平均工賃月額	加算単位数
4.5万円以上	93単位/日
3.5万円以上 4.5万円未満	86単位/日
3万円以上 3.5万円未満	79単位/日
2.5万円以上 3万円未満	72単位/日
2万円以上 2.5万円未満	65単位/日
1.5万円以上 2万円未満	58単位/日
1万円以上 1.5万円未満	51単位/日
1万円未満	48単位/日

※従業員配 7.5 : 1、定員 20 人以下の場合の単位

○ 一般就労への移行に対する更なる評価の設定等

- **基本報酬に応じた就労移行支援体制加算**
一般就労への移行に対する更なる評価を実施するため、基本報酬の区分に応じたメリハリのあるものとする。
- **【新設】就労移行連携加算 1000単位**
就労継続支援 B 型から就労移行支援に移行した者について、連絡調整その他の相談援助を行うとともに、支援の状況等の情報を文書により相談支援事業者に対して提供している場合に、1 回に限り加算。
- **福祉専門職配置等加算における作業療法士の評価**
就労移行支援と同様に、就労継続支援についても、一般就労への移行の更なる促進を見込み、作業療法士を福祉専門職配置等加算における有資格者として新たに評価する。

就労移行支援及び就労継続支援における在宅でのサービス利用に係る要件の緩和

	改定前	
	離島等以外	離島等
利用者	・通所利用が困難で、 ・在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した場合	(同左)
事業運営等	・運営規程において、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記 ・指定権者から求められた場合には訓練・支援状況を提出	(同左)
	① 在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューの確保 ② 1日2回連絡、助言又は進捗状況の確認、日報作成。作業活動、訓練等の内容等に応じ、1日2回を超えた対応 ③ 緊急時の対応 ④ 疑義照会等に対し、随時、訪問や連絡等による必要な支援が提供できる体制を確保 ⑤ 事業所職員の訪問又は利用者の通所により評価等を1週間につき1回は行う ⑥ 原則として月の利用日数のうち1日は事業所に通所し、事業所内において訓練目標の達成度の評価等を行う ⑦ ⑤が通所により行われ、あわせて⑥の評価等も行われた場合、⑥による通所に置き換えて差し支えない	(①～④、⑦は同左)
		⑤' 訪問又は通所による評価を、電話・PC等による評価等に代替可 ⑥' 利用者の通所による評価を、事業所職員による訪問による評価も可
その他		

令和3年4月以降
<ul style="list-style-type: none"> ・在宅でのサービス利用を希望する者であって、 ・在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した場合
<p style="text-align: center;">現行の取扱いと同様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営規程において、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記 ・指定権者から求められた場合には訓練・支援状況を提出
<p>改定前の「離島等」の取扱いと同様</p>
<p>在宅と通所を組み合わせた支援可</p>

- 就労継続支援B型事業所においては遠隔地からの仕事の発注を受けて在宅就労に取り組んでいる。
- 在宅でのサービス提供が進んでいる自治体では、テレワーク推進のための自治体独自の事業を活用して、就労系障害福祉サービス事業所が在宅就労の機会を創出。

特定非営利活動法人ぼうしすてむ

就労継続支援B型事業所

- ICTを活用した様々な業務で在宅就労の機会を提供。

- ・動画編集（会社紹介、商品紹介、各種イベント等）
- ・ホームページ作成および更新 ・各種プログラミング
- ・写真の加工 ・3Dモデリング ・アノテーション
- ・アンケート集計 ・各種調査業務 ・造船CAD
- ・チラシ、パンフレット、冊子、会報等の印刷物のデザイン等 ・WEBアクセシビリティ検査業務

- 利用者13名のうちの在宅利用者8名（H30年度）

- 平均月額工賃19,506円(H30年度)

（愛媛県：平均月額工賃16,454円）

スキルが必要な作業を習得することで高工賃につながるように作業ごとに工賃単価を設定。利用者によっては17万円の月額工賃を達成。

- 障害種別にあわせた支援を実施

（障害種別：発達障害、精神障害、身体障害、難病）
精神障害のある利用者の不安等に対処するため、オンラインでの面談を導入。

発注

愛媛県内A法人

精神科病院

発注内容：ホームページの作成・更新

東京都内B企業

デジタル地図の作成、カーナビ、地図サービスの開発会社

発注内容：コンビニ等各種店舗の情報収集、市町村広報情報の収集

松山市テレワーク在宅就労促進事業の活用

在宅で働くことを希望する方々への雇用機会の創出等を目的として、テレワークによる在宅で業務を行うものを雇用または個人請負契約する指定事業所に就労奨励金、指定事業所に業務を発注した事業所に対し発注奨励金を交付する事業



新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえた今後の実績算定の取扱いについて

【実績算定の取扱い】

※ 令和4年度以降にかかる報酬の取扱いについては改めて検討

サービス	改定前の取扱い	令和3年4月以降の取扱い	柔軟な取扱い
就労移行支援	前年度の就労定着率の実績を踏まえて評価	過去2年間の就労定着率の実績を踏まえて評価	①「令和元年度～令和2年度」 ②「平成30年度～令和元年度」 いずれかの就労定着率の実績で評価
就労定着支援	過去3年間の支援期間の就労定着率の実績を踏まえて評価		①「平成30年度～令和元年度（2年間）」 ②「平成30年度～令和2年度（3年間）」 いずれかの支援期間の就労定着率の実績を用いて算出
就労継続支援A型	前年度の1日の平均労働時間の実績を踏まえて評価	前年度の複数の評価項目の実績を踏まえて評価	評価項目のうち「労働時間」については、次のいずれかの実績を用いて算出 ①「平成30年度」 ②「令和元年度」 ③「令和2年度」 「生産活動」については、前年度を「令和元年度」に置き換えた実績で評価することも可（その場合、前々年度は「平成30年度」を用いる）それ以外の項目は、令和2年度実績で評価。
就労継続支援B型	前年度の平均工賃月額の実績を踏まえて評価		①「平成30年度」 ②「令和元年度」 ③「令和2年度」 いずれかの平均工賃月額の実績で評価 ※「平均工賃月額」に応じた報酬体系の場合

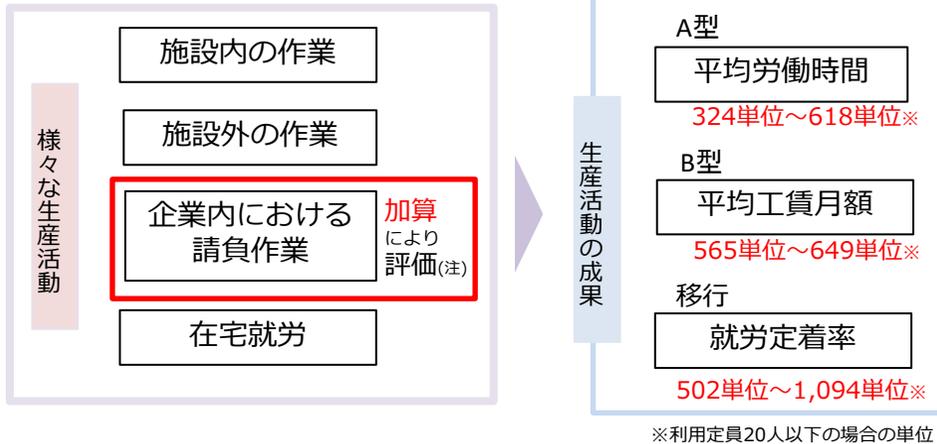
施設外就労に係る加算の発展的な見直し

- 就労継続支援・就労移行支援は基本報酬において工賃・賃金の向上や一般就労への移行といった実績に応じた報酬体系としていることから、生産活動の一つとして実施されている施設外就労に対する加算については、廃止・再編し、一般就労への高い移行実績や高工賃を実現する事業所、地域連携の取組への評価に組み替える。
- 施設外就労は工賃の向上等を図るために有効と考えられることから、引き続きそれを促進するため、職員の配置要件など、その実施に係る要件緩和を実施。

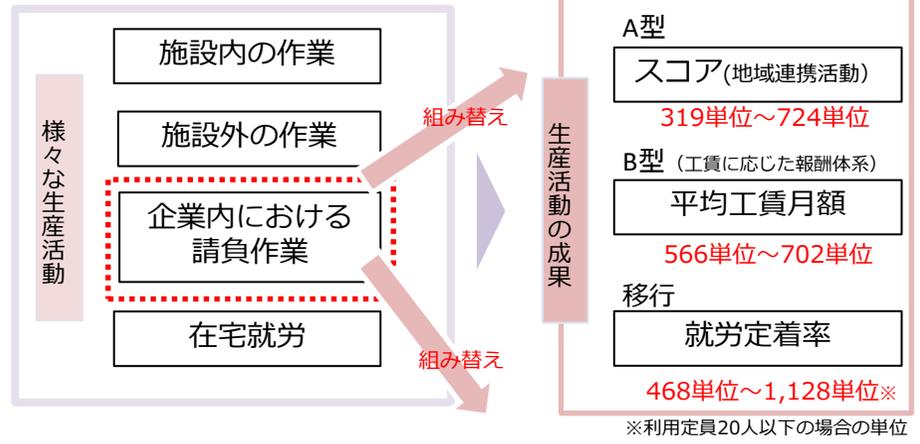
※ 施設外就労とは、企業から請け負った作業を当該企業内で行う支援

○ 施設外就労加算の発展的な見直し

【改定前】



【令和3年4月以降】



○ 施設外就労にかかる要件緩和

- 達成度評価に係る要件の見直し
- 施設外就労に配置すべき職員の人数等の要件を緩和